

## 令和元年第10回大豊町農業委員会議事録

1. 日 時 令和元年11月28日（木）午前9時58分から10時41分

2. 場 所 大豊町役場 第3会議室

3. 出席委員（10人）

会長	4番	小川 進
委員	1番	原 亜由美
	2番	信高 昭男
	3番	宮川 利重
	5番	北村 栄治
	6番	小笠原 正
	7番	小笠原章仁
	8番	三谷 晴喜
	9番	上池 如夫
	10番	宇藤 誠朗

4. 欠席委員（0人）

5. 会議日程

第1 会議録署名委員の指名

第2 議案第19号 農地法第5条の規定による許可申請について

第3 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について

第4 その他

6. 会議に出席したもの

事務局長 都築 広行

書記 平石 このか

7. 会 議

〔議長〕

出席委員の皆さまがお揃いですので、ただいまより令和元年第10回大豊町農業委員会総会を開催いたします。

それでは、まず、定足数の報告をさせていただきます。

出席委員は10名中10名で、大豊町農業委員会会議規則第10条に規定された定足数、委員の過半数を充たしておりますので、総会は成立いたします。

それでは本日の会議を開きます。

日程第1「議事録署名委員の指名」を行います。議事録署名委員は、7番小笠原章仁委員、8番三谷晴喜委員をお願いいたします。

次に日程第2、議案第19号を議題といたします。事務局より説明を求めます。

〔事務局書記〕

はい、議案第19号については、農地法第5条の農地の転用案件となっております。

選任後初めての農地転用案件となっておりますので、お手元に農地転用申請に係る資料を配布しております。そちらも参考にしてください。

農地転用案件は都道府県知事の許可が必要となっており、農業委員会の意見書を付して高知県に進達する必要がありますので、ご審議をよろしくお願いたします。

それでは説明に入ります。資料は1ページからをご覧ください。申請地は大豊町■■■■■の1筆で、申請理由は移動通信用中継施設を設置するためです。申請理由の詳細としましては、■■■■■トンネル内における移動通信サービスの電波遮へい対策の有効性を高めるためには、トンネルになるべく正対し、また距離による電波の衰退を抑えることができるトンネル付近への設置が必要であり、またその条件を踏まえたうえで、土地所有者から長期の借地の同意が得られていることから、今回の申請に至りました。

申請農地の地目は登記、現況ともに田となっております。貸付人、借受人は記載のとおりです。今回は、借受人が法人となっておりますので、資料にはつけておりませんが、法人の登記事項証明書及び、定款の写しを事務局にて確認しております。農地面積は登記面積上では16㎡となっておりますが、9ページから15ページの隣接土地境界線証明書及び境界確認書にありますとおり、実測492.85㎡であり、その内転用面積は70.10㎡です。

11月7日に申請代理人立会いのもと、担当委員の小川会長と事務局都築及び平石で現地を確認して参りました。

次に、本委員会から高知県に提出する意見書の農地転用に関する許可基準からみた意見の項目について審議いたします。資料は23ページとなります。

まず、1項の農地の区分と転用目的ですが、当該農地は第2種農地です。転用目的の中継施設の設置にあたり、候補地として申請地が適地であると判断し、妥当と考えます。

第2項の資力及び信用については、事務局都築及び平石で普通預金通帳の写しを目視にて確認しており、資力について問題はありません。

第3項については該当ありません。

第4項の申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性ですが、計画性は妥当と考え、問題なしと考えます。

第5項の行政庁の免許、許可、認可等の処分の見込みについては、事業計画書にもありますとおり、地すべり防止区域内制限行為許可申請手続きも同時に行っており、問題ありません。

第6項の農地以外の土地の利用の見込みは該当ありません。

第7項の計画面積の妥当性については、今回の転用申請地は必要最低限の面積となっております、妥当と考えます。

第8項宅地の造成のみを目的とする場合については、該当しません。

第9項の周辺農地等に係る営農条件への支障の有無については、農地の一部を中継施設に転用するのみであり、問題ないと考えます。

第10項については、一時転用ではないので該当しません。

第11項の法令により義務づけられている行政庁との協議の進捗状況は、該当ありません。

都市計画法との関係については、本町はすべての土地が都市計画区域外となっております。

農業振興地域整備計画との関係については、申請地は振興地域外ですので問題ありません。

以上、許可要件に関して問題はないと考えます。この旨意見書を作成し、県に併せて進達してよろしいかご審議のほどよろしくお願いいたします。

〔議長〕

次に、議案第19号について私が担当委員となっておりますので、説明をいたします。

先ほど事務局の説明にもありましたが、現地確認を行った結果、周囲の状況を踏まえて、今回の申請は妥当なものであると考えます。

また、農地法第5条の意見書について異論はなく、県に進達しても問題ないと考えます。以上です。

それではこれより質疑に入ります。ただいま説明のありました議案第19号につきまして、発言のある方は挙手をお願いします。

(発言なし)

発言がないようですので、採決をいたします。議案第19号について、原案どおり意見書を付して進達することに、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

挙手全員ですので、原案のとおり進達することと決定いたします。

次に日程第3、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について、大豊町長より諮問されておりますので、議題といたします。事務局に説明を求めます。

〔事務局書記〕

はい、資料は24ページからとなります。利用権設定の種類については使用貸借です。借受人、貸付人は、利用権設定申出書においてご確認ください。農地は■■■■地区で、詳細は利用権設定関係のとおりです。

次に、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件についてご説明いたします。

まず、第1号の基本構想との合致ですが、借受人は継続的に農業経営を行い、また耕作の実績もあり、本町の基本構想に合致しているものと考えます。

続いて第2号ですが、借受人は常時耕作を行っており、同号のイ及びロに掲げる要件を満たしております。

第3号につきましても、同号のイにあります地域の農業者との適切な役割分担により、継続的かつ安定的に農業経営を行っております。

第4号についても、当該農地は貸付人の所有地であり、共有等もなく、本契約にて同意が得られており、問題ありません。

以上、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考え、諮問案のとおり決定して問題ないと思われます。ご審議の程よろしくお願ひいたします。

〔議長〕

ただいま説明のありました農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の諮問について、発言のある方は挙手をお願いします。

(発言なし)

発言がないようですので、採決をいたします。農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の諮問について、諮問案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

挙手全員ですので、諮問案のとおり決定することといたします。

次に、日程第4その他の件について、事務局より説明を願ひます。

〔事務局書記〕

- ・12月の総会の日程について(12月25日水曜日午前10時からを予定)
- ・令和元年台風19号等災害義援金について

〔議長〕

その他、何かございませんか。

(視察研修についての意見交換)

それでは以上をもちまして、令和元年第10回大豊町農業委員会総会を閉会いたします。おつかれさまでした。

署名委員 7番 \_\_\_\_\_

署名委員 8番 \_\_\_\_\_